

浦 監 第 1 5 4 号
平成 19 年 2 月 22 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 18 年度定期監査（環境部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 18 年度定期監査（環境部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 11 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

環境部

3．監査の実施期間

平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 1 月 29 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) ごみゼロ課

平成 15 年度から 17 年度における、し尿汲み取り手数料の状況を確認したところ、収入未済及び不納欠損が各年度において発生していた。未納者に対しては、通知による督促や臨戸徴収を行っているが、今後も徴収に努められたい。

ビーナスニュース作成業務委託について、一社随意契約の理由を確認したところ、委託業者は平成 3 年の「ビーナス計画」立ち上げ時より企画に参加しており、本市のごみ事情等に精通し、企画力や情報収集力にも優れているためとのことであった。これまでの経緯や「ビーナス計画」への係わり等から、長年一社随意契約を続けていたことは、契約の透明性を欠くこととなる。今後は、他の業者での業務委託の可能性について、調査・検討を行った上、契約内容や金額の精査を行うなど、一社随意契約のあり方について検討されたい。

(2) クリーンセンター

焼却残渣最終処分業務委託について、平成 17 年度の焼却残渣処分単価を近隣 2 市と比較したところ、本市が 2 割程度上回っていた。最終処分場の場所が異なり、一概に比較するのは難しい面もあるが、今後は、近隣市の状況も踏まえ、単価の見直しについて検討されたい。

(3) ビーナスプラザ

ガラス工房運営管理業務委託について、施設開設以来、一社随意契約で行われていた。今後は、他の契約も含め、一社随意契約のあり方につい

て検討されたい。

各種教室参加料や再生家具・自転車等売払収入などの公金管理について確認したところ、月に1度会計課へ納入するとの説明があった。事故防止の観点から保管期間の短縮を図るなど、公金管理について見直しされたい。

(4) 環境レンジャー課

ごみゼロ運動推進事業について、ごみゼロ運動参加者に対し報償品購入費として100万円の予算を計上したが、事業実施にあたり報償品の配付を検討した結果、事業の性格などから報償品の配付は適さないという結論に至り、計上額の大部分を執行しなかった。予算残額については、他の機会における啓発活動での活用を考慮し保留していたが、現在、平成19年3月議会に減額補正を上程する手続きを進めているとの説明があった。予算編成においては、事業の内容をよく検討したうえで、計上するよう努められたい。

道路清掃経費の工作用等原材料費について、汚泥等の仮置き場として使用していた汚泥ピットをクリーンセンター内へ移設するため、既存のコンクリート板等を使用して工事を予定していたが、コンクリート板等が老朽化していたため、予算を流用して道路清掃用ストックヤード擁壁を購入していた。予算編成においては、実態をよく確認し計上するよう努められたい。